

令和7年度観光ブランド発信事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度観光ブランド発信事業

2 委託目的

愛媛県における旅行者の約95%を占める国内観光客においては、宿泊費をはじめとした旅行費用の高騰などもありコロナ前まで戻っておらず頭打ちが懸念される中、本県の観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」の更なる浸透を図るとともに、データに基づいた戦略的なプロモーションを展開し、観光分野における本県の認知度向上と誘客促進及び観光消費額の増加につなげる必要がある。

具体的には、従前から活用している本県観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえ、従来通り「愛媛県の公式観光サイトいよ観ネット」を活用することに加え、近年旅前にSNSで情報収集して旅先を決める旅行者が増えていることを踏まえ、Instagramを中心とするSNSやSNSを活用するインフルエンサーを積極的に活用する。

※1 観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」・・・温泉、食、古い町並み、自然景観等の愛媛県の強みである「癒し」を中心にした観光プロモーション

※2 愛媛県の公式観光サイトいよ観ネット

・・・<https://www.iyokannet.jp/>

※3 愛媛県の公式観光Instagramアカウント

・・・<https://www.instagram.com/iyokannet/>

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託料（上限）

18,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 ターゲット

以下のとおり設定する。

(1)エリア

近畿圏、首都圏、近隣県（特に四国、広島県、大分県）

(2)ペルソナ

夫婦・カップル（子育てを終えた層、シニア含む。）

近隣県についてはファミリー層も想定

6 業務内容

(1) インフルエンサーによる愛媛県観光情報の発信

Instagram上のインフルエンサーを起用し、Instagram上で情報発信を実施することで、愛媛県観光の認知度向上と誘客促進を図る。実施に当たっては「疲れたら、愛媛。」の世界観に添う発信となるよう留意するとともに、以下の条件を満

たすこととする。その他詳細は、より効果的な事業執行となるよう受託者において提案すること。

【K P I】

- ・インフルエンサーによる投稿件数を9投稿以上とする。
- ・投稿のリーチ数、再生回数等のKPIについては、起用するインフルエンサーの特性を踏まえた上で提案すること。なお、最終的なKPIの設定については協議会と協議の上決定すること。

【実施に当たっての留意事項】

- ・愛媛県観光の認知度向上、誘客促進に資するインフルエンサーを起用することとし、以下の業務について実施すること。
 - (a) インフルエンサーとの契約及び連絡・調整
 - (b) 取材スポット選定のための出張に係る宿泊、交通の手配
 - (c) インフルエンサーによる取材スポットへの取材許可、予約等連絡・調整
 - (d) インフルエンサーの取材同行、案内
 - (e) インフルエンサーの撮影補助
 - (f) その他取材の準備、実施に係る一切のディレクション業務
- ・効果の最大化を図るため、発信媒体をインフルエンサーのInstagramアカウントとすること。なお、複数の媒体を使用しても差し支えない。
- ・各観光スポット単体の情報発信だけではなく、市町を跨る広域ルート、季節、テーマ等でまとめた「面」の情報発信を実施すること。
- ・イベントをフックとしたルート紹介等、興味関心を引き出す情報発信を実施すること。
- ・取材回数は3回程度を想定し、取材ごとに情報発信すること。
- ・季節や東予、中予、南予で偏りのないよう発信する観光情報を選定すること。
- ・最終的には、提案内容に基づき協議会、受託者と協議を実施し確定させること。

【提案のポイント】

「2 委託目的」を達成する上で、最も効果的なインフルエンサーや設定するKPIについて根拠を持って提案するとともに、起用するインフルエンサーの世界観上でどのように「愛媛県」をPRしていくかを明確にすること。

また、「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえて提案すること。

(2) フォトコンテストの実施

Instagram 上でのフォトコンテスト及び授賞式を企画・運営することで、愛媛県観光の認知度向上と誘客促進を図る。実施に当たっては「疲れたら、愛媛。」の世界観に添う内容となるよう留意するとともに、以下の条件を満たすこととし、その他詳細は、より効果的な事業執行となるよう受託者において提案すること。

【K P I】

- ・フォトコンテスト投稿数3, 500投稿以上とする。

【実施に当たっての留意事項】

- ・Instagram 上にて実施すること。
- ・参加対象者は愛媛県の公式観光 Instagram アカウントのフォロワーとすること。
- ・スケジュールについて、効果的な募集時期を受託者において設定すること。

- ・表彰式は基本的にリアル開催とすること。
- ・審査員長は上記（１）で起用したインフルエンサーを起用するほか、その他の審査員についてはコンテストの趣旨を踏まえて設定すること。
- ・上記（１）のＳＮＳにおいて募集期間中に告知を行うほか、その他効果的な方法を受託者が設定すること。
- ・フォトコンテストの入賞作品は後年度においても引き続き観光ＰＲ素材として使用するため、フォトコンテスト入賞者に対し、後年度においても使用することの了承を得て、著作権など権利関係の問題が発生しないようにすること。
- ・フォトコンテストの開催に当たっては、受託者において事務局を設置し、応募要領の作成や個人情報の管理、応募者との連絡調整、入賞者への景品準備・発送など、企画・運営に係る一切の業務を実施すること。
- ・愛媛県が全国に誇る道後温泉、しまなみ海道等の観光地だけでなく、全国的にまだまだ知られていない魅力的な観光地も投稿されるよう工夫すること。
- ・応募作品を活用した誘客施策も提案すること。
- ・最終的には、提案内容に基づき協議会、受託者と協議を実施し確定させること。

【提案のポイント】

愛媛県内各地の魅力的な写真が数多く投稿される仕組みを提案するとともに、審査委員長として起用するインフルエンサーを有効に活用する仕組みも併せて提案することに加え、応募作品を活用した誘客策について提案すること。

また、「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえて提案すること。

（３）地元在住者を起用した情報発信チーム「ひめ旅部」の運営

一昨年度発足した「ひめ旅部」を引き続き活用し、部員が制作する観光情報を「愛媛県の公式観光サイトいよ観ネット」、「愛媛県の公式観光 Instagram アカウント」及び「各部員の Instagram アカウント」等で情報発信し、県内各地の魅力的な観光情報を県内外に広く発信すること。

実施に当たっては「疲れたら、愛媛。」の世界観に添う内容となるよう留意するとともに、以下の条件を満たすこととし、その他詳細は、より効果的な事業執行となるよう受託者において提案すること。

ただし、最終的には、提案内容に基づき以下の「キックオフミーティング」にて委託者、協議会、ひめ旅部と協議を実施し確定させること。

【ＫＰＩ】

- ・部員による年間投稿件数を８０投稿以上とする。

【実施に当たっての留意事項】

- ・現部員を引き続き登用すること。

現部員について公開できる情報は別紙のみとし、現部員との実施事項の確定、活動における諸条件等の協議については、事業受託後実施することとする。

なお、別紙１のとおり、各部員の活動支援金については、全て当初の契約金額に含むものとする。

- ・発信内容の調整、確認、連絡調整などを実施するコーディネーターとなる者を配置し、部員の指導・管理等を実施すること。
- ・部員１人当たり、月１回以上コンテンツを制作すること。
- ・各部員が制作したコンテンツ、写真等を活用し、県内外のイベント、企画展等で

観光客に PR する仕組みを提案すること（例：パネル展や県内観光スポット等での写真掲示等）。

- ・ひめ旅部の活動方針の共有、各部員の活動状況の把握、観光情報発信に係るノウハウを学ぶ研修会（SNS 講座、ライティング講座）等を目的とした編集会議を毎月実施すること。実施方法はリアル開催を基本とするが、必要に応じてオンラインミーティングで開催することも可とする。ただし、事業年度最初のキックオフミーティング、事業年度最後の編集会議はリアル開催とすること。
- ・ひめ旅部の活動も 3 年目を迎えることから、これまでの活動の振り返り、各部員の意向等を踏まえながら 4 年目以降の活動の方針等について検討し、ひめ旅部部員とともに事業報告時に報告すること。
- ・最終的には、提案内容に基づき協議会、受託者と協議を実施し確定させること。

【提案のポイント】

特に Instagram を活用した情報発信に注力することとし、各部員の特徴を踏まえた上で、県への誘客により効果的な情報発信になる仕組みを提案することに加え、各部員が興味・関心を持てる取組みとなる提案にすること。

また、「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえて提案すること。

（４）Instagram 情報発信業務

愛媛県の公式観光 Instagram アカウントの保守、運用を通して、アカウントのファン（フォロワー）を増やしつつ、県内外に情報発信を実施することで愛媛県観光の認知度向上と誘客促進を図る。実施に当たっては以下の条件を満たすこととし、その他詳細は、より効果的な事業執行となるよう受託者において提案すること。

【K P I】

- ・県 Instagram アカウントのフォロワーを 23,000 人以上まで増加させること。
（4/3 時点のフォロワーは約 16,000 人）

【実施に当たっての留意事項】

- ・アカウントの運用代行（保守・運用）を実施する。
- ・投稿については、週 2 回以上行うものとし（ストーリー発信は除く）、アカウントの運用状況を見ながら、協議会と協議の上、最適な投稿回数を維持するものとする。また、協議会から題材指定等があった場合は追加対応すること。
- ・投稿内容の作成に当たっては月ごとの投稿スケジュールを作成し、前月 15 日までに提出すること。なお、投稿にかかる企画、取材、原稿執筆、写真・動画撮影等については受託事業者にて実施すること。
- ・投稿内容については、必ず事前に協議会の了解を得ること。
- ・リポスト、UGC（User Generated Contents）については、撮影投稿者への許可を得た上で使用することは可とする。
- ・Instagram アカウントの分析・運用を行うツール（ソーシャルインサイト等）を導入し、協議会職員が使用できる状態にすること。
- ・文章の作成、公開にあたって必要となる交通費、宿泊費、事務費、通信費、パソコンや通信機器、カメラ、ソフトウェア等の手配に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・本事業で作成された成果品は、原則としてインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、公表（公開、配布、放送等）

することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

- ・新規フォロー、フォロー解除については、協議会で実施することとする。
- ・コメントのうち、投稿内容に関する質問等で、回答することが望ましいもの、返信を行うことで、SNS の今後の運営にとって正の効果が大きいと思われるもの、その他、協議会が返信を行うべきと判断したものについてはコメントを返すこと。
- ・投稿に寄せられたコメントのうち、次のいずれかの条件を満たし、かつコメントの削除または違反報告を行うことが望ましいものについては、原則としてコメントの削除または違反報告等の対応を行うこと。
 - (a) 誹謗中傷または暴力的な表現を含むもの
 - (b) 人権または著作権等の権利を侵害するもの
 - (c) 暴力、ギャンブル、薬物を推奨または助長するもの
 - (d) その他、機構が不適切と判断したもの
- ・アカウント及び投稿記事の拡散状況など、ターゲット層へのアプローチについて、取組の効果を検証し、その結果報告及び効果向上提案等を実施すること。
なお、検証結果報告は2ヶ月に1回以上行うこと。

【提案のポイント】

既存の「愛媛県の公式観光 Instagram」の世界観をベースにしつつ、「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえたうえで、より県への誘客を訴求させていくための改善点を提案すること。

(5) Web 広告等の実施

話題性・拡散性等を確保するとともに、上記(1)～(4)のKPIを達成するために効果的と考える各種媒体を活用して配信することに加え、協議会が作成している以下動画等の発信を強化することで、愛媛県観光の認知度向上と誘客促進を図る。実施に当たっては以下の条件を満たすこととし、その他詳細は、より効果的な事業執行となるよう受託者において提案すること。

※1 <https://www.youtube.com/watch?v=Q5ynGxZ9-rY>

※2 <https://www.youtube.com/watch?v=20K7L0IS2z0>

※3 <https://www.youtube.com/watch?v=wI11LkuHXAY>

※上記1～3の動画は、変更・追加する場合がある。

① 基本的な業務

- ・広告クリエイティブについては、広告効果の最大化を図るうえで最適なクリエイティブを制作すること。
- ・広告プラットフォームは、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を目安を示したうえで、委託者との協議を踏まえ、決定すること。
- ・選択したプラットフォームに広告を最適化するための動画、グラフィック、コピーライティングの制作・編集について実施すること。

② 配信ターゲット

- ・「5 ターゲット」を基本としつつ、上記(1)～(4)のKPIを達成するために効果的と受託者が考える「配信エリア、性別、年齢」等を設定すること。
なお、最終的には委託者との協議を経て決定するものとする。

③ 配信設定

- ・配信ターゲットを踏まえた効果的かつ効率的な配信設定を行うこと。
- ・広告効果の最大化を図るうえで、過年度キャンペーンで蓄積した閲覧者データを活用した配信が有効と考えられる場合は、契約後に提供するものとする。
- ・Web 広告動画については、興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れるなどの工夫を行うこと。

【予算配分について】

- ・予算については5,000,000円を目安に確保し、最終的には、提案内容に基づき協議会、受託者と協議を実施し確定させること。

【実施に当たっての留意事項】

- ・効果的な時期を受託者において設定すること。
- ・随時レポートで広告の成果目標の進捗を委託者・受託者で確認し、必要に応じて、クリエイティブ/媒体/ターゲット設定等を随時見直すこと。
- ・配信後、クリック・視聴（閲覧）回数、視聴者（閲覧者の属性（年齢、地域、特性など）に係るレポートを適時提出すること。
- ・配信終了後、本業務が愛媛県の認知や関心等の向上へ与えた影響について、数値化して分析を実施し、配信実績等の報告と併せて提出すること。
- ・原則、Web 広告により広告配信を行うこととするが、KPI を達成するために効果的であると考えられる他メディアがある場合は、その効果を示した上で、委託料の上限の範囲内において当該メディアを活用することも可とする。
- ・本業務の実施にあたっては、別紙2「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を遂行すること。

【提案のポイント】

- ・上記（１）～（４）のKPI を達成するために効果的な広報展開となっているか。
- ・話題性・拡散性等が確保されている提案となっているか。
- ・測定結果を踏まえ、適切な分析や改善提案を行うことができる内容となっているか。

（６）シナジー効果の創出について

上記（１）～（５）について、「Instagram の活用」をキーワードに各事業を連動させ、委託業務全体の効果を高めると考えられる事業を企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とこととし、最終的な実施事項は協議会側と協議したうえで決定すること。

7 成果品の提出

（１）業務実施報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、各事業のプロモーションの実績と本業務により得られた各種データを活用した効果検証（定量的データ分析等）や今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

- ・種類等：紙媒体（３部）、CD-R（３枚）

（２）フォトコンテスト入賞作品の画像データ、パネル

- ・種類等：CD-R（3枚）、SDカード（3枚）にJPEG形式、PDF形式、aiデータ形式で保存して提出
- ・入賞作品について、県の観光PRイベント等で活用可能なパネルを提出

※提出先は「協議会」とする。

8 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、協議会に帰属する。また、協議会が認める場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、協議会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権等の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協議会と受託者で協議のうえ、処理することとする。

9 その他留意事項

- (1)本業務の推進に当たり、実施内容を事前に協議するなど、協議会との緊密な連携の下、迅速かつ効率的、効果的な遂行を心掛けるものとする。
- (2)この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議会と協議のうえ、処理するものとする。
- (3)本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、あらかじめ協議会に報告して承認を得た場合はこの限りではない。
- (4)本業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理するとともに、常にその収支の状況を明らかにし、本業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これらを保管しなければならない。
- (5)本業務で制作したコンテンツ等は、本業務において使用する以外に、来年度以降も各種プロモーション等での活用を想定しているため、出演者等にはその旨の承諾を得ること。
- (6)本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (7)別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (8)観光DMPに蓄積したデータを活用して観光施策の成果改善と施策立案を図る事業「観光マーケティング機能強化事業」の受託事業者と適宜連携し、効果的な事業展開を目指すこと。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。